

八 退職手当ハ現在ノ規定ヲ変更セズ  
但し本人死亡ノ場合ハ期限内ハ遺族ニ交付ス  
九 昇級年限

二年以内三年以内トアルモノハ変更ノ要ヲ見ズ但し勤務振リヲ差酌シテ進級  
スル様計フベシ 尚他社ノ規定ヲ見諸君ノ利益ノ方ニ改良スルコトニ努ムベシ  
七 期末賞与ノ件  
六 項ノ回答ニテ書盡セリ

昭和三年八月廿八日

目黒自動車材株式会社社長 塩沢忠三郎

願 書

一 公休ノ支給

月三回乃至四回ヲ支給シ連続三日乃至四日迄ノ欠勤ハ公休ト見做スコト  
二 賞与ノ支給

一年二回相当額ヲ支給スルコト

三 月給制度ノ採用

月四十四支給スルコト

四 時間外手当ノ支給

一 時間十五分ヲ支給スルコト

五 傷害保険ノ撤廃

傷害保険ヲ撤廃シ積立金ヲ返還スルコト

六 服装支給ノ件

夏服二年二着冬服オ一ハ共各一着ヲ支給スルコト

七 勤務時間ノ短縮

一日平均七時間勤務トスルコト

八 歩合(毎日売上金ニ対シテ)ハ各自ニ於テ計算上俸料ト引替スルコト

昭和三年八月廿七日

車掌 海老沢たい 外三十二名

目黒自動車株主会社長

塩沢忠三郎 殿